明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○航空法施行規則の一部を改正する省令（国土交通八一）　一
〔告　示〕
○紛失の届出により失効した旅券の告示（外務三七九）　三
○長崎空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（国土交通一一八三）　三
○航空機の位置通報点に関する告示の一部を改正する件（同一一八四）
○航空交通管制業務に関する告示の一部を改正する件（同一一八五）
○航空法の規定に基づき、規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める件（同一一八六）
○航空路の指定に関する告示の一部を改正する件（同一一八七）
○航空交通管制区、航空交通管制圏等の指定に関する告示の一部を改正する件（同一一八八）
○進入管制区を指定する告示の一部を改正する件（同一一八九）
○航空交通情報圏を指定する告示の一部を改正する件（同一一九〇）
○民間訓練試験空域を指定する告示の一部を改正する件（同一一九一）
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（同一一九二）
○長崎空港について告示した事項に変更を加えた件（同一一九三）
〔公　告〕
諸事項
裁判所　破産、免責、会社更生、再生関係　二三
特殊法人等　独立行政法人都市再生機構、中日本高速道路株式会社工事一部完了関係　二五
地方公共団体　行旅死亡人、公示送達関係　二六
会社その他
会社決算公告　二九

省令

○国土交通省令第八十一号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第十条第四項第二号及び第三号（同法第十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月十七日

国土交通大臣　前田　武志

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

附属書第一一一の表以外の部分を次のように改める。

最大離陸重量が8,618kgを超えるプロペラ飛行機（最大証明重量における必要滑走路長が610m以下の航空機並びに農業用及び消防用の航空機を除く。）であって、次に掲げる航空機の騒音の基準は、当該航空機の最大離陸重量に応じ次の表に定めるとおりとする。

a　その型式の設計について最初の法第12条第１項の規定による型式証明又は国際民間航空条約の締約国たる外国による型式証明その他の行為（以下「型式証明等」という。）の申請の受理その他の行為（以下「申請の受理等」という。）が1977年10月６日前になされた航空機であって、最初の法第10条第１項の規定による耐空証明又は国際民間航空条約の締約国たる外国による耐空証明その他の行為（以下「耐空証明等」という。）が1981年11月26日以後になされたもの

b　その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が1977年10月６日前になされ、かつ、当該型式の設計について法第13条第１項の規定による設計の変更の承認又は国際民間航空条約の締約国たる外国による設計の変更の承認その他の行為（以下「設計の変更等」という。）（騒音値を0.1EPNdB以上増加させるものをいう。ただし、最初の型式証明等がなされた型式の設計からの騒音値の増加の累積が明らかである場合は、当該累積が0.3EPNdB以上となるものに限る。）の申請の受理等が1977年10月６日以後になされた航空機であって、最初の耐空証明等が1981年11月26日前になされたもの

附属書第一一二－１及び同附属書２の２－１中「曲技用」を「曲技用」を「原型機についての最初の耐空証明等」を「その型式の設計について最初の型式証明等」に改める。

附属書第一一三－１中「曲技用」を「曲技用」を「原型機についての最初の耐空証明等」を「その型式の設計について最初の型式証明等」に、「なされた航空機」を「なされたもの」に改める。

附属書第一一四－１ａ中「原型機についての最初の耐空証明等」を「その型式の設計について最初の型式証明等」に、「当該航空機の型式の設計について、法第13条第１項の規定による設計の変更」を「当該型式の設計について設計の変更等」に、「0.1dB」を「0.1dB(A)」に、「原型機から」を「最初の型式証明等がなされた型式の設計から」に、「0.3dB」を「0.3dB(A)」に、「受理又は国際民間航空条約の締約国たる外国による設計の変更の申請の受理その他の行為（以下「設計の変更の申請の受理等」という。）」を「受理等」に改める。

附属書第一一四－１ｂ中「原型機についての最初の耐空証明等」を「その型式の設計について最初の型式証明等」に、「なされた航空機であって、当該航空機の型式について、法第13条第１項の規定による設計の変更がなされており、設計の変更」を「なされ、かつ、当該型式の設計について設計の変更等」に、「なされ、かつ」を「なされた航空機であって」に改める。

附属書第一一四－１ｃ中「原型機についての最初の耐空証明等」を「その型式の設計について最初の型式証明等」に、「当該航空機の型式について、法第13条第１項の規定による設計の変更」を「当該型式の設計について設計の変更等」に、「設計の変更の」を「その」に改める。

附属書第一一４－１ｄ及び同附属書５－１ａ中「原型機についての最初の耐空証明等」を「その型式の設計について型式証明等」に改める。